

一般社団法人日本ボッチャ協会 強化本部規程

(総則)

第1条 一般社団法人日本ボッチャ協会（以下本会という）定款第55条に基づく組織規程の第2項に係る強化本部に関する事項について定める。

(目的)

第2条 強化本部は、パラリンピック・世界選手権大会等の国際大会でのメダル獲得を目標として、強化選手、育成選手および発掘育成選手を含めた強化活動を行う。

(基本活動)

第3条 強化本部は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

1. JPC 国際競技力向上戦略との連動
2. 強化策の決定
3. 強化策と活動の点検と評価
4. 選手選考基準の策定
 - 1) パラリンピック、世界選手権の派遣選手選考基準
 - 2) 上記1) 以外の BISFed 公認国際大会の派遣選手選考基準
 - 3) 毎年の強化指定選手、育成選考基準

(組織)

第4条 強化本部の構成は次の通りとする。

1. 強化本部長 1名
2. 副部長 1名
3. 強化指導部長 1名
4. 育成部長 1名

第5条 強化本部には、以下の強化スタッフを置く。

1. 監督 1名
2. クラスコーチ 各1名 (BC1/2、BC3、BC4)
3. アシスタントコーチ 若干名
4. 総務 1名
5. 育成スタッフ 若干名
6. その他、強化本部長が必要と認めた者（アドバイザー、特別コーチ等）若干名

(強化本部長の役割)

第6条 強化本部長の役割は、監督、クラスコーチ、アシスタントコーチとの密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を図る。

1. 強化活動に関する全般的政策・戦略を強化担当理事に報告する。
2. 強化指導部を統括する。

(副部長の役割)

第7条 副部長の役割は、強化本部長およびクラスコーチ、アシスタントコーチとの密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を図る。

1. 強化本部長を補佐する。
2. 強化本部長の要請を受け、クラスコーチ、アシスタントコーチに適切な指導・助言を行う。

(監督の役割)

第8条 監督の役割、権限を次の通りとする。

強化本部長との密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を図る。

1. ナショナルチームを統括する。
2. 強化指定選手を選出し、強化本部長に報告する。
3. 強化指定選手から国際大会に派遣する選手を、強化スタッフ、コンディショニングスタッフ、事務局総務から国際大会帯同スタッフを選出、決定する。但し、オープンイベント、世界選手権大会、パラリンピックの出場選手については、理事会承認の選考基準に基づき強化本部内で協議し、理事会の承認を得る。
4. 強化合宿、国内・海外遠征のスケジュールを作成し、合宿、国内・海外遠征に参加する選手・強化スタッフを選出する。なお、合宿の効果を最大限に引き出す目的のため、監督の裁量で強化指定選手以外の選手・強化スタッフを参加させることができる。
5. 強化活動予算を作成し、強化本部内で協議する。
6. 強化活動を理事会に定期的に報告する。
7. 専門部局、各委員会との連絡を密にし、同スタッフの有益情報が適切なタイミングで伝達されるよう指導・助言する。
8. 強化合宿、国内・国際大会参加の日程が本会、の事業と極力重複しないように日程調整する。

(監督の選出)

第9条 監督の選出は、強化本部の推挙により理事会で決定する。

(強化スタッフ・育成スタッフの選出)

第10条 強化スタッフ・育成スタッフ選出は、強化本部長の推挙により理事会で決定する。

(指導者資格)

第11条 監督、コーチ、育成スタッフは、原則として公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツコーチ、またはパラスポーツトレーナー、および中級パラスポーツ指導員以上で、本会指導者有資格者でありボッチャ競技の指導者として優秀な資質を有する者とする。ただし、資格未取得者についても、強化本部が特別に認めることがある。

(強化指定選手育成指定選手の選出および手順)

第 12 条 強化指定選手、育成選手の選出および手順は別に定める。

(強化指定選手、育成指定選手の活動)

第 13 条 強化指定選手の活動を次の通り定める。

1. 強化指定選手・強化スタッフ、育成スタッフは、合宿、国内・国際大会に参加する。
2. 選手の所属母体指導者とのコミュニケーションを大切にする。
3. 強化スタッフ、育成スタッフは特定の選手のパーソナルコーチ、スポーツアシスタントでの国内大会参加は認めない。ただし、公益財団法人日本パラスポーツ協会から任命される専任パーソナルスタッフに任命された者は例外とする。

(派遣選手の選考等)

第 14 条 パラリンピック、世界選手権大会の選手選考方法は別に定める。

1. 事前に各大会に適した選考基準を発表し、該当者を選出する。発表時期については強化本部で決定し、各カテゴリーに周知徹底する。
2. 各大会に選出された選手を強化本部で協議し、理事会で承認を得る。
3. その他の大会については強化本部で決定する。
4. 選手が第 8 条 3) に関する本会決定につき、仲裁の申し立てを行う場合、その申し立ては、決定の日、あるいは、本会ウェブサイト掲載の日から 2 週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。また、本会は第 8 条 3) に関する本会決定の競技会への代表選手の選定結果に関しては、決定当日あるいは本会事務局 1 日ないし 2 業務日以内に本会ウェブサイト (<http://japan-boccia.net/>) に掲載する。

第 15 条 強化指導部の強化スタッフ、育成スタッフが本規程に定められた活動を行う場合には、旅費が支給される。

第 16 条 選手の活動に関わる費用支給要領は、次の通りとする。

1. 国内合宿往復交通費（本会規程）、食費、宿泊費を本会負担とする。ただし、必要に応じタクシーでの移動を強化本部の判断で認める。
2. 国際大会または、海外合宿などの海外遠征については、原則として、海外渡航費および食費、宿泊費を本会負担とする。但し、状況により自己負担となる場合もある。
3. 国内で開催される国際大会の往復交通費（本会規程）、食費、宿泊費を本会負担とする。
4. 選手の活動に関わる助成金推薦等については、助成元の要領に従い、強化指定選手、育成選手を優先に推薦対象とする。
5. その他（ミニ合宿、監督が認める活動）については、その都度検討の上決定する。

(オフィシャルユニフォーム)

第 17 条 強化選手および強化スタッフ、育成スタッフは、強化本部が派遣する合宿、国内・国際大会については、オフィシャルサプライヤーから支給される物品を必ず使用すること。

(任期)

第 18 条 強化指定選手の任期は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。ただし、必要に応じ追加選考行う場合がある。強化スタッフの任期は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とする。強化スタッフの評価は理事会で実施し、再任は妨げない。

(規程の改廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。ただし、兼任の職位等軽微な変更については強化指導部長が推薦し、理事がこれを決定することができる。

附 則

この規程は平成 31 年 3 月 31 日制定、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

令和元年（2019 年）8 月 1 日	一部改訂
令和 2 年（2020 年）5 月 1 日	一部改訂
令和 4 年（2022 年）2 月 1 日	一部改訂
令和 4 年（2022 年）7 月 1 日	一部改訂
令和 5 年（2023 年）4 月 18 日	一部改訂
令和 7 年（2025 年）7 月 30 日	一部改訂